

大電より職工側への 回答は愈も致された

会社側では誠意を以て審議を
重ねた結果たこの發表あり
職工側は實行委員全部列席

回答を聴取して一先づ引揚ぐ
納まるか破るか形勢如何!

二十八日以來紛糾を續けて居た大阪電燈對電業組合員の勞
働争議は忽ち六日前十時を期して終結された。従業者の強
出した十四箇條に對する會社の回答如何は實に大阪電燈
一社に止まらずに直ちに他の諸社に甚大な影響を及ぼ
す事となり、遂に多大の注意を以て待たれ居た。
會社は、社長、大木取締役、事務次長、大西副社長、列
席し、従業者側は佐藤安太郎外十
三名の實行委員全部列席した。先
づ、労働局長より要求案が提出
されて、以て會社側の取った
態度に就き、愈も誠意
を以て労働局長と重ねた旨の挨拶
があつて、労働局長から左
の回答案の朗讀があつた。これ
を聴取した従業者側は職工側
の士向分の回答をすること十
五分、五十九分可き場、今更の
回答を見るに

回答案

- 一、役員組合の労働法機構は種々の關係より同一の慎重な考慮を要するものと思ふ
- 二、労働局長の要求案が提出されて、以て會社側の取った態度に就き、愈も誠意を以て労働局長と重ねた旨の挨拶があつて、労働局長から左の回答案の朗讀があつた。これを聴取した従業者側は職工側の士向分の回答をすること十五分、五十九分可き場、今更の回答を見るに
- 三、精神的方面の要求は、従業者側から、物價的方面に對して、何れも大小の引上を加へられて居る。其中でも「電業組合」の労働法機構の件に對しては、大電のみに止らず一般の問題として
- 四、研究すべきもので之を研究するに、到底不可能の事にして、一應職事業務をなす

は其勤勞月數一月に於て二日の割合を以て手當を支給す但し三十分分を限度とする
勤勞の場合に於て特に成績優秀なるものに對しては休職を命ずるも、あるべし但し此の場合には勤勞の意圖を支給せず
(イ) 労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
(ロ) 労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す但し四週間の以て限度とする
(ハ) 労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
(ニ) 労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す

回答案

- 一、役員組合の労働法機構は種々の關係より同一の慎重な考慮を要するものと思ふ
- 二、労働局長の要求案が提出されて、以て會社側の取った態度に就き、愈も誠意を以て労働局長と重ねた旨の挨拶があつて、労働局長から左の回答案の朗讀があつた。これを聴取した従業者側は職工側の士向分の回答をすること十五分、五十九分可き場、今更の回答を見るに
- 三、精神的方面の要求は、従業者側から、物價的方面に對して、何れも大小の引上を加へられて居る。其中でも「電業組合」の労働法機構の件に對しては、大電のみに止らず一般の問題として
- 四、研究すべきもので之を研究するに、到底不可能の事にして、一應職事業務をなす

七、大正十年三月の編成に係る増資記念分額に關する條主總會の決議は、之を公表せり但し其の分配方法の内容は公表すべき限りに非ず
八、名稱の變更は、議決なきも、助手の待遇に關して他に關係あるを以て、近一候前變更に際し考慮するもの
九、(イ) 決助料
助手、職工、雜役者扶助金一、六分、助手、職工、雜役者重傷又は疾病の高療したる場合に於て、尙身別に障害を存するときは、左の區別により、障害扶助料を支給す
一、終身自家用するに能はざるもの、日給二百日分以上
二、終身尙役に服するに能はざるもの、日給百七十日分以上
三、従来の職務に従事すること能はざるもの、健康状態に復するに能はざるもの又は女子の外、日に給百日分以上
四、身障を尙等に復するに能はざるもの、引續き従来の職務に従事することを得るもの、日給三十日分以上

追加案

- 一、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 五、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 六、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 七、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 八、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 九、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十一、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十二、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十三、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十四、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十五、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十六、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十七、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十八、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十九、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十一、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十二、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十三、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十四、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十五、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十六、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十七、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十八、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十九、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十一、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十二、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十三、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十四、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十五、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十六、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十七、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十八、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十九、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十一、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十二、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十三、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十四、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十五、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十六、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十七、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十八、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十九、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 五十、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す

一、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
二、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
三、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
四、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
五、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
六、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
七、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
八、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
九、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
十、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
十一、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
十二、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
十三、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
十四、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
十五、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
十六、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
十七、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
十八、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
十九、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
二十、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
二十一、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
二十二、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
二十三、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
二十四、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
二十五、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
二十六、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
二十七、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
二十八、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
二十九、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
三十、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
三十一、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
三十二、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
三十三、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
三十四、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
三十五、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
三十六、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
三十七、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
三十八、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
三十九、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
四十、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
四十一、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
四十二、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
四十三、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
四十四、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
四十五、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
四十六、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
四十七、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
四十八、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
四十九、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
五十、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す

追加案

- 一、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 五、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 六、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 七、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 八、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 九、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十一、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十二、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十三、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十四、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十五、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十六、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十七、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十八、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 十九、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十一、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十二、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十三、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十四、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十五、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十六、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十七、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十八、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 二十九、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十一、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十二、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十三、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十四、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十五、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十六、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十七、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十八、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 三十九、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十一、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十二、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十三、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十四、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十五、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十六、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十七、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十八、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 四十九、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す
- 五十、労働局長の要求案に對しては、委員五日の給料金額を支給す